

四 發行方法	三 用振替法の適	二 の法律発行項及び根拠そ拠記	一 名稱及び記	○ 平成省令第國債の發行告示第 二十條三十号年
とて価のし定あ争争う札価振の以律社第第年別十財十利す得格決、めつ入入。 るらを定価らて札札に以を機用「平、十項律計号法回もれ募を格れ、と発よ下競関を振成株二、第に」 のる入受競た価同行する争は受替十三式等の振替十三年法付本銀も に価額け争利競にと行格付けると。一項七号法第 よ格にた入率競にと行格付けると。一項七号法第 るをよ各札を争行い(以下入わう)争て行のう。一項七号法付 發そり申にそ入わう以争て行のう。一項七号法付 行の加込お札れ。下入行とと。一項七号法付 (以下重みいのにる、「札わる。その規 行平のて利お入価値一れ。の規 下価均応募率い札格格とる。そ規 非格し募入とてで競競い入の定	利付 三十 年	十 年	三十 年	二十 年

六

發

ハ 口 イ

五

方 募

入価・別債行争非者特国札非  
行札格第参市及入価・別債発競  
発競Ⅱ加場び札格第参市行争  
額行争非者特国発競I加場入

入価法入  
札格決  
発競定  
行争の

込募各割各当も各  
み限國り申ての申  
の度債當込るか込  
応額市てみ。らみ  
募の場るのその  
額範特。応のう  
を囲別募応ち  
割内参額募応  
りに加を額募  
当お者案を価  
ていご分順格  
るてとに次の  
。各のよ割高  
申応りりい

争市る参てしひ価一を場で競競  
入場も加、た価格國定特あ争争  
札特の者財後格競債め別つ入入  
発別にご務に競争市る参て札札  
行参よと大行争入場も加、と発  
「加るに臣わ入札特の者財同行  
と者発応がれ札発別にご務時  
い・行募各の行参よと大にと  
う第一限國る募「加るに臣行い  
。II以度債入と者発応がわう  
非下額市札のい・行募各れ。  
価一を場で決う第一限國る、  
格國定特あ定一I以度債入価  
競債め別つを及非下額市札格

ニ

ハ

ロ

イ

争非者特国行	争非者特国	札非	入価
入価・別債	入価・別債	発競	札格
札格第参市	札格第参市	行争	発競
発競Ⅱ加場	発競Ⅰ加場	入	行争

でた条特  
百利第別  
三付一會  
十國項計  
五債のに  
億に規関  
円つ定す  
いにる  
て基法  
'づ律  
額き第  
面發四  
金行十  
額し七

でた条特  
千利第別  
三利第別  
九付一會  
十付一會  
百國項計  
二國項計  
八債のに  
億債のに  
八債のに  
億債のに  
十に規關  
五に規關  
二つ定す  
千つ定す  
億いにる  
万いにる  
円て基法  
円て基法  
'づ律  
額き第  
面發四  
金行十  
額し七

億はき第十  
付一千付一  
十億行基同  
百債に億て  
基、行争

財二に規  
千はづ法  
條千、き第  
十つ定す五  
、き政  
第三額發  
四九いに  
る百額發  
法一百面行  
十億て基法  
五百面行第  
一項八金し  
七六はづ律  
十金し四  
項の十額た  
條千、き第  
五額た條九  
規万で利第  
六額發四十  
万で利第百  
八千に定円  
千付一百面  
行十円二付  
一九つに、  
三国項七金  
し六、千國項  
十一基同百  
債の十額た  
條特九債の  
二てづ法七  
に規万で利第  
別百に規

十 ロ イ 一 発	九 八	二	ハ ロ イ 払
者 特 国 札 非 入 價 発 ・ 别 債 発 競 札 格 行 行 第 参 市 行 争 発 競 價 I 加 場 、 入 行 争 格 日	振 額 最 替 額 入 價 ・ 别 債 入 價 単 面 札 格 第 参 市 札 格 第 参 市 行 争 発 競 位 金 發 競 II 加 場 發 競 I 加 場 入 行 争 額	低 行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国 札 非 入 價 行 込 金	
錢 額 錢 額 平 す 額 の 振 五 百 万 千 三 十 二			
面 以 面 成 る の 記 替 万 三 百 九 十 八 兆			
金 上 金 二 ° 整 載 法 円 十 五 億 九 百 二 万 二			
額 の 額 十 数 又 の 九 億 七 百 七 百 二			
百 そ 百 八 倍 は 規 九 千 五 百 七 百 二			
円 れ 円 年 の 記 定 九 四 千 五 百 七 百 二			
に ぞ に 十 金 錄 に 九 四 千 五 百 七 百 二			
つ れ つ 二 額 は よ 五 百 七 百 七 百 二			
き の き 月 に 、 る 五 百 七 百 七 百 二			
百 応 百 二 よ 最 振 五 百 七 百 七 百 二			
円 募 円 十 九 低 替 万 九 百 五 千 八 百 五			
六 價 五 日 も 額 口 円 四 百 九 十 四 円 五			
十 格 十 の 面 座 と 金 簿			
七 九			

十  
九  
八  
七  
六  
五

十  
四

払  
込  
期  
日  
者  
入  
札  
參  
加  
支  
元  
場  
所  
金  
額  
償  
還  
期  
限  
償  
償  
の  
利  
利  
子  
以

平  
成  
二  
十  
八  
大  
臣  
か  
ら  
通  
知  
月  
を  
受  
け  
た  
日  
者  
財  
務  
大  
臣  
行  
額  
百  
八  
支  
の  
円  
年  
払  
に  
う  
以  
し  
日  
つ  
二  
. 前  
、 及  
き  
月  
六  
各  
び  
百  
二  
円  
十  
日  
に  
期  
月  
属  
に  
二  
す  
お  
十

規  
額  
 $\frac{額面金額 \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$   
下  
は  
期  
た  
期  
平  
年  
定  
、  
す  
る  
号  
の  
行  
を  
、  
十一  
期  
及  
翌  
休  
支  
次  
九  
パ  
日  
び  
當  
業  
の  
年  
一  
に  
第  
業  
日  
う  
算  
六  
セ  
つ  
十  
日  
に  
に  
五  
に  
た  
に  
二  
ト  
て  
号  
支  
當  
だ  
よ  
十  
同  
に  
払  
た  
し  
り  
日  
じ  
お  
う  
る  
、  
算  
を  
。  
い  
へ  
と  
支  
出  
支  
。  
て  
以  
き  
払  
し  
払

十  
三  
二

初  
利  
期  
札  
利  
發  
競  
子  
率  
行  
争  
非  
者  
特  
国  
發  
競